

（仮称）東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター

事業概要

1 施設、事業の概要など

（1）概要

番号	項目	内容
1	施設名	（仮称）東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター （現 東京都北区立滝野川東児童館）
2	所在地	東京都北区滝野川 1－4 6－7（滝野川東区民センター 4 階）
3	規模	面積 4 9 7.4 1 m ²
4	構造	鉄筋コンクリート造
5	開設年月日	昭和 4 0 年 1 1 月 1 3 日（平成 9 年に現在の場所へ移転）

（2）設置目的

児童福祉法第 4 0 条の規定に基づき、児童館として児童に健全な遊びを提供するとともに、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする。

（3）開館日、開館時間、利用対象者

開館日	開館時間	利用対象者
以下の 3 つを除く毎日 1 日曜日 2 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日 3 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日（2 に掲げる日を除く）	基本開館時間 9 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 延長時間（中高生対応） 1 7 時 3 0 分～1 9 時 （週 5 回）	0 ～ 1 8 歳未満の児童及びその保護者

2 現行との変更内容（予定）

項目	現行	変更後
名称	東京都北区立滝野川東児童館	東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター
開館時間	基本開館時間 9 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 延長時間（中高生対応） 1 7 時 3 0 分～1 9 時 （週 2 回）	基本開館時間 9 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分 延長時間（中高生対応） 1 7 時 3 0 分～1 9 時 （週 5 回）

3 指定管理者が行う業務

（1）入館の承認及び不承認並びに入館の承認の取消し

（2）施設及び設備の維持管理

- ①建物、館内施設の環境設定
- ②建物、館内設備の保守点検及び定期点検
- ③建築基準法による法定点検
- ④施設、設備の日常清掃及び定期的な全体清掃

- ⑤館内の定期的な安全衛生対策、感染症予防（殺虫消毒、受水槽清掃等）
- ⑥施設、設備等の小規模な修繕（ただし、1件の予定価格40万円以上の大規模な修繕等は、別途区と協議すること）
- ⑦光熱水費等の支払い（複合施設を除く）
- ⑧備品購入

（3）子ども・ティーンズセンター事業

①乳幼児親子に対する支援

- ア 乳幼児クラブ活動の実施
- イ 玩具、遊具などの環境設定
- ウ 日常の子育て相談及び臨床心理士などによる専門相談、はぴママひよこ面接の実施
- エ 併設または近隣に設置されている子どもセンター・区立保育園等と連携した地域での総合的な子育て支援の実施
- オ 妊産婦（プレママ）対象活動（産前産後のセルフケア講座、友だちづくりなど情報交換の場の提供など）
- カ 親育ちサポート事業（「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム」の実施など）
- キ 父親への支援活動
- ク 世代間交流の促進
- ケ 子育てサークルの育成
- コ 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）【連携型】の実施
（参考資料 東京都北区子育てひろば事業（連携型）実施要綱参照）
- サ 利用者支援事業（基本Ⅰ型）の実施
（参考資料 東京都北区利用者支援事業（基本型）実施要綱参照）
- シ 地域子育て相談機関の実施
（参考資料 地域子育て相談機関設置運営要綱参照）

②中高生に対する居場所の提供に関する事業

- ア 日常的な居場所の提供
- イ 学習スペースなどの環境設定
- ウ 中高生を対象としたプログラムの実施

③放課後子ども総合プランなど他の事業や施設との連携事業

④子どもと子育て家庭を見守る地域ネットワークの拠点事業

⑤小学生に対する支援事業

- ア 小学生が楽しめる事業の実施
- イ 学習スペースなどの環境設定

⑥子育て支援にかかる総合的な相談やコーディネートに関する事業

⑦地域との連携事業

- ア 子ども・ティーンズセンター運営委員会の開催（年1回以上）
- イ 子ども・ティーンズセンターまつりなど地域との連携を深める事業の実施（年1回以上）
- ウ 地域の児童健全育成を目的とした団体への休日及び夜間の施設開放
- エ 地域が主催する行事等への参加・協力

⑧その他の関連事業

- ア 子どもセンター等の合同行事への参加（合同児童劇、わくわく☆フェスタなど）
- イ 全区的なイベントへの参加（区民まつりなど）
- ウ 子育てに関する啓発活動（子育て支援講座の開催、子育て支援事業の周知など）
- エ 実習生及びボランティア（中高生を含む）の受け入れ
- オ エネルギー・資源の使用量報告

（４）その他、北区が必要と認める業務

４ 提案事業について

（１）提案事業の趣旨

東京都北区児童館条例（以下「条例」という。）第１条に定める目的を達成するため、上記、条例第２条の３に基づく指定管理者が行う業務のうち、「（３）②中高生に対する居場所の提供に関する事業」を提案すること。提案事業については評価項目とし、審査に含める。

（２）提案事業における重点項目

提案事業においては、以下の内容を重点的に、中高生が「また来たい」と感じ、継続的な利用や利用者増加につながる実効性の高い魅力的な事業運営を、創意工夫を凝らして、具体的に提案すること。

ア 日常的な居場所の提供

中高生が気軽に訪れ、安心して過ごせる環境を整備すること。

イ 学習スペースなどの環境設定

中高生が集中して学習などを行うことができるスペースを用意し、学びを支援する環境を提供すること。

ウ 中高生を対象としたプログラムの実施

中高生の興味関心に応える多様なプログラムを実施すること。

（３）提案事業における注意事項

ア 提案事業については、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施とする。

イ 事業に係る教材費などの実費以外については、利用者からの費用徴収は一切禁止とする。

５ 指定管理料の支払い及び精算

（１）指定管理料

①指定管理料の設定について

指定管理料は、過年度の決算額や企画提案書に記載の経費を目安に算定することとする。したがって、提案段階での経費がそのまま指定管理料になるものではなく、協議・調整のうえ決定する。

②管理費の上限額

各年度の管理に要する経費は、人件費、運営費（消耗品・通信費等）、管理費（本部経費等）、維持修繕料、備品購入費に分けて算定することとし、そのうち、管理費は、管理費を除いた管理に要する総経費の１０％を上限額とする。

(2) 支払い

区の会計年度を基準とし、指定管理者が作成した事業計画書、資金収支計画書に基づき、別途指定期間全体を対象とする基本協定書（以下「基本協定書」という。）により総額を設定し、1年単位の年度協定書（以下「年度協定書」という。）で定める範囲で区が指定管理料を支払う。

(3) 精算

人件費の予算額と決算額に差額が発生した場合は、その全額を北区へ精算するものとする。

(4) 過年度の決算額

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	23,305,153	26,369,425	29,096,383
運営費	2,085,737	1,863,818	1,228,751
管理費	1,744,113	2,958,667	2,539,434
維持修繕料	235,950	379,830	399,300
備品購入費	0	170,258	192,665
合 計	27,370,953	31,741,998	33,456,533

(5) 過年度の労働報酬下限額（1時間あたり）

(単位：円)

令和6年度	令和7年度
1,191	1,368

6 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）

- ・指定管理者が現指定管理者から変更となる場合は、業務引継として、令和9年2月～3月までの間、別途委託契約を締結する。
- ・上記指定期間中は、実績評価及び法人の経営状況の調査を実施する。その結果、基本協定書に定める管理運営基準を満たさない場合、または経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能もしくは著しく困難になったと判断されるときは、指定を取り消す場合がある。

7 運営に関する条件等

(1) 法令等の遵守（コンプライアンス）

区民に対しコンプライアンスの姿勢を明確に示すとともに、特に次に掲げる法令等を遵守すること。

地方自治法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、個人情報の保護に関する法律、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例、東京都北区個人情報の保護に関する法律等施行規則、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、東京都北区情報公

開条例、児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、東京都北区立児童館条例、東京都北区立児童館条例施行規則、東京都北区公契約条例、東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例等。

- (2) 指定管理者は、善良なる管理者として本事業概要に掲げた「指定管理者が行う業務」を実施すること。なお、原則として指定管理者が行なう業務については、第三者への委託を禁止する。
- (3) 指定管理者は、本事業概要に掲げた「指定管理者が行う業務（2）施設及び設備の維持管理」について、施設利用者が無料で利用できる Wi-Fi 機器の設置によるインターネット環境の整備運用を行うこと（費用は指定管理料に含む。）。
- (4) 開催する教室、講座等における教材費など実費以外の利用料徴収は一切禁止とする。

(5) 職員

①職員区分及び職務内容

【所長（施設管理責任者）】

ア 要件

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚労省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第38条第2項各号のいずれかに該当する常勤職員のうち、児童福祉の業務に継続して5年以上従事し、施設管理者としてふさわしい経験を有する者。

イ 職務内容

- ・ 児童館ガイドライン（令和6年12月改正）「第5章 2 館長の職務」に基づき、職務を行うこと。
- ・ 北区子ども未来部子どもわくわく課（以下「子どもわくわく課」という。）及び北区の関係機関との連絡調整を行い、実施する事業について、児童指導育成事業の範囲で協力するよう施設内の調整を行うこと。
- ・ 児童の遊びを指導するにあたっては、子どもわくわく課及び関係機関等が主催する会議や研修に参加し、北区と共同して取り組むこと。
- ・ 必要に応じて、保護者会及び子ども・ティーンズセンター運営委員会、放課後子ども総合プラン実行委員会等の地域の会議に出席し、保護者及び地域の意見要望も聞き、各団体の運営に協力すること。

【児童厚生員】

ア 要件

設備運営基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者。

イ 職務内容

- ・ 児童館ガイドライン（令和6年12月改正）「第5章 3 児童厚生員の職務」に基づき、職務を行うこと。

②配置

- ・ 所長を1名選任すること。
- ・ 職員数は6名以上とし、そのうち常勤の職員数は5名以上とすること（所長を含む）。また、経験及び年齢のバランスを考慮すること。
- ・ 職員のうち1名は、防火管理者（消防法第8条）の資格保有者とする。
- ・ 現に従事している者から継続雇用の希望があれば、採用に努めること。

- ・北区在住者から採用の申し込みがあれば、積極的に採用に努めること。
- (6) 事故防止・安全対策・防災対策・情報管理について必要な対策を提案すること。
- (7) 自治会・町会などの地域や学校・保育園・幼稚園などの関係機関と緊密に連携し、地域に根ざした運営に配慮すること。
- (8) 従前から従事する者への雇用機会の提供、北区民や障害者の雇用拡大に配慮すること。
- (9) 雇用の安定、ワークライフバランスの取り組みなど労働環境の向上に努めること。
- (10) 主な費用負担区分

項 目	区	指定管理者
施設の光熱水費	○	
固定電話設置費用及び通信費		○
携帯電話設置費用及び通信費		○
T V 受信料及びインターネット (Wi-Fi 含む) 設置費用及び通信費		○
施設などの維持、保守管理に要する経費		○
施設運営に要する人件費		○
指定管理者に責のある、施設管理、または運営上による損害賠償		○
施設、設備などの不備または施設管理上の瑕疵による損害賠償	協議事項	

(11) その他

- ・備品については、基本的に現状のまま引き継ぐこと。
- ・施設管理にかかる委託（清掃委託など）については、原則継続すること。
- ・新たに指定管理者となる際は、インターネット（Wi-Fi 含む）及び携帯電話の契約をすること。
- ・指定管理料で購入した物品の所有権は北区に帰属する。

《参考資料》

- ・平面図《（仮称）滝野川東子ども・ティーンズセンター》
- ・主な年間行事（令和 7 年度）
- ・入館状況（令和 6～7 年度）
- ・（仮称）滝野川東子ども・ティーンズセンターの引継職員の配置について
- ・東京都北区子育てひろば事業（連携型）実施要綱
- ・東京都北区利用者支援事業（基本型）実施要綱
- ・地域子育て相談機関設置運営要綱